

人権理事会

第 15 回特別会期

2011 年 2 月 25 日

S-15/2 リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける人権の状況

人権理事会は、

国際連合憲章、国際人権宣言および関連する国際人権文書並びに国際法を再確認し、

2006 年 3 月 15 日の総会決議 60/251 を想起し、

2007 年 6 月 18 日の人権理事会決議 5/1 および 5/2 を更に想起し、

多数の市民の死に深い懸念を表明しましたリビア政府の高いレベルからの一般市民に対する戦闘行為および暴力の明白な扇動は受け入れられず、

全ての国家は、人の生命、自由および安全に対する権利を保護する義務を有していることを再確認し、

また、国際連合憲章に従って、人権およびあらゆる者にとっての基本的自由を尊重する全ての国家の責任も再確認し、

国際連合人権理事会の全ての加盟国が人権の促進および保護における最も高度な基準を支えるべきことおよび国際連合総会が甚だしくかつ組織的な人権の侵害を犯す加盟国の人権理事会における加盟国の権利を一時停止することができるることを更に再確認し、

国際連合の事務総長によりおよび国際連合人権高等弁務官により行われた声明、とりわけリビアの暴力への国際的な調査および犠牲者に対する応報を呼びかける 2011 年 2 月 22 日の後者の声明、を支持し、

2011 年 2 月 22 日のリビアに関する国際連合安全保障理事会の報道声明もまた支持し、

また 2011 年 2 月 22 日にアラブ連盟の理事会により発行された声明、2011 年 2 月 20 日のイスラム諸国会議の事務局長の声明、アフリカ連合の平和安全保障理事会の第 261 回会合のコミュニケ、および 2011 年 2 月 21 日の欧州連合外交理事会の関連する決定を支持し、

1. リビアにおける事態に深刻な懸念を表明し、その幾つかは人道に対する罪と同然でもある、文民に対する無差別な武力攻撃、司法手続きによらない殺害、恣意的な逮捕、平和的なデモ参加者の拘留および拷問を含むリビアにおいて行われた最近の甚だしくかつ組織的な人権の侵害を強く避難する。

2. リビア政府に対し、リビアの国民を保護するリビアの責任を満たすこと、すぐにあらゆる人権侵害に終止符を打つこと、文民に対するあらゆる攻撃を止めることおよび表現の自由と集会の自由を含む、あらゆる人権および基本的自由を十分に尊重することを、強く求める。

3. 最近の出来事以前に拘留された者を含む、恣意的に拘留されたあらゆる人の即時解放、および法律家、人権擁護者および報道関係者を含む個人の脅迫、迫害および恣意的な逮捕の即時停止を、リビア政府に強く求める。

4. リビア当局に対し、第三国の国民を含む、あらゆる文民の安全を確保すること、デモに参加した人々に対するどんな報復も自制すること、同国を離れることを希望する外国国民の出発を促進することおよび必要とする者に緊急の人道支援の提供を許可することを促す。

5. リビア当局に対し、インターネットおよび電気通信網への一般的アクセスの妨害を直ちに止めることもまた促す。

6. リビア当局に対し、民衆の意思、大望およびその国民の要求を尊重することおよび危機の更なる悪化を予防したあらゆる文民の安全および同国の安定を確保する平和的解決を促進する最大限の努力を行うことを、更に促す。

7. 説明責任の重要性および処罰を免れることに対する戦いの必要性を想起し、またこれに関連して、政府の管理下にある軍によるものを含む、リビアにおいて文民に対して攻撃した者の責任を問う必要性を強調する。

8. リビア国民の意思に応じる組織的変化およびその人権の促進と保護を目的とした、公開の、包括的な、意味あるまた国民的対話を緊急に求める。

9. リビア政府に対し、人権の促進および保護における最も高い水準の状態を維持したま理理事会およびその特別手続と十分に協力するという人権理事会の理事国としてのその責務を尊重するよう注意を喚起する。

10. リビア当局に対し、人権モニターを含む人権および人道組織へのアクセスを保証することを求める。

11. リビアにおける国際人権法の申し立てられたあらゆる違反を調査するため、そのような違反および犯された罪の事実および状況を立証し、また、可能な場合には、とりわけ、責任を有する個人が責任を負うことをもっぱら確保する目的で、説明責任の措置に関する勧告を行うことに責任を有するものを特定し、また、理事会の第 17 会期に報告するため、理事会の議長により任命されることになっている、独立した国際審査委員会を緊急に派遣することを決定し、また、リビア当局に対し、同委員会と十分に協力することを求める。

12. 事務総長および高等弁務官に対し、上記委員会がその職務権限を履行することを可能にするために、あらゆる行政的支援、技術的支援および後方支援を提供することを要請する。
13. 高等弁務官に対し、リビアにおける人権状況に関して理事会の第 17 会期において理事会に口頭による最新情報を提供すること、および第 17 会期に事後報告書を提出すること、並びに、理事会の第 17 会期中にリビアにおける人権状況に関する相互対話を組織することを要請する。
14. リビア当局による甚だしくかつ組織的な人権の侵害を考慮して、総会決議 60/251 の第 8 項に予見された措置の適用に関する意見を、国際連合総会に対し勧告する。
15. この問題に引き続き取り組むことを決定する。